

防府市公共工事コスト縮減検討委員会設置要綱

平成10年5月11日制定

(設置)

第1条 防府市が実施する公共工事のコスト縮減に向けて、関係部課が連絡を密にし、効果的な公共事業の執行を推進していくため、防府市公共工事コスト縮減検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議し、推進する。

- (1) 公共工事コスト縮減対策に関する新行動計画（以下「行動計画」という。）の策定に関すること。
- (2) 行動計画の推進のための関係部課間の連絡調整に関すること。
- (3) 行動計画のフォローアップに関すること。
- (4) その他行動計画の推進のために必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、土木都市建設部長をもって充てる。
- 3 副会長は、総務部長、産業振興部長をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会長)

第4条 会長は会務を総括し、委員会を代表する。

- 2 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会長は必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、用地管理課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、
会議に諮り会長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成10年5月11日から施行する。

附 則 (一部改正)

この要綱は、平成11年4月28日から施行する。

附 則 (一部改正)

この要綱は、平成14年5月1日から施行する。

附 則 (一部改正)

この要綱は、平成15年12月25日から施行する。

附 則 (一部改正)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (一部改正)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (一部改正)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (一部改正)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (一部改正)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (一部改正)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (一部改正)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（３条関係）

会 長	土木都市建設部長
副会長	総務部長
〃	産業振興部長
委 員	総務部次長
〃	生活環境部次長（クリーンセンター所長）
〃	産業振興部次長
〃	土木都市建設部次長
〃	工事検査監
〃	財政課長
〃	農林漁港整備課長
〃	建築課長
〃	道路課長
〃	河川港湾課長
〃	都市計画課長